

# 自動車公売案内

公売の期日：令和8年2月25日

公売の場所：宮崎県高鍋総合庁舎 3階 大会議室

執行機関：宮崎県高鍋県税・総務事務所

(お問合せ先)

宮崎県高鍋県税・総務事務所 納税担当

TEL：0983-23-0213

担当：壱岐・竹原

## 公売の概要

### 1. 公売期日

令和8年2月25日（水）

### 2. 公売場所

宮崎県児湯郡高鍋町大字北高鍋3870-1 宮崎県高鍋総合庁舎3階 大会議室

### 3. 公売方法

入札

### 4. 入札・開札日時

入札：令和8年2月25日（水）午前10時00分から午前10時20分まで

（注）午前10時00分までに入室してください。

開札：令和8年2月25日（水）午前10時21分から

### 5. 売却決定日時・場所

日時：令和8年3月4日（水）午前10時00分

場所：宮崎県児湯郡高鍋町大字北高鍋3870-1

宮崎県高鍋総合庁舎1階 宮崎県高鍋県税・総務事務所

### 6. 買受代金納付期限

令和8年3月4日（水）午前10時30分

### 7. 注意事項

- (1) 本件公売財産は、高鍋総合庁舎敷地内の車両保管場所において現況のまま直接引渡します。レッカー車等による搬送を想定の上御準備ください。
- (2) 本件公売財産についての下見・内覧を御希望の場合は、希望日の前日までに高鍋県税・総務事務所納税担当まで事前予約のお電話をお願いします。

下見・内覧期間：2月17日～20日 9時30分～16時30分

電話受付：平日8時30分～17時 (0983-23-0213)

- (3) 買受代金は、上記買受代金納付期限までに現金にて一括で納付してください。
- (4) 落札後、買受人は速やかに本件公売車両の名義変更又は抹消登録を行ってください。
- (5) 公売参加資格及び入札方法については、別紙「公売参加の手引」を御覧ください。

### 8. 持参していただく物

- (1) 委任状：代理人が入札する場合は、代理権限を証する委任状が必要です。
- (2) 本人確認書類：おいでになる方（代理人が入札手続を行う場合には、代理人本人）の運転免許証、マイナンバーカード等写真付きの公的機関発行の証明書等。

法人代表者の場合には、商業登記簿に係る登記事項証明書等の代表権限を有する事を証する書面。

### 公売財産の明細

売却区分番号	見積価格(円)	440,000円			
	公売保証金(円)	不要			
1 公売財産 の 概要	車名	トヨタ(プリウス)			
	型式	DAA-ZVW51			
	車台番号	ZVW51-6108728			
	原動機の型式	2ZR-1NM			
	型式指定番号	18208			
	類別区分番号	0019			
	1. 初度登録	令和元年7月			
	2. 車検有効期限	令和6年7月30日			
	3. 総排気量	1.79L			
	4. 走行距離	66,013km			
その他	5. その他	ドア数: 4 色: 黒 AT車			
	公売財産については現状のまま公売しますので、車両状態の詳細については別紙「現状の車両状態」を確認してください。				
	見積価格には、消費税・地方消費税相当額が含まれています。				

## 現状の車両状態

### 【車両の状況】

- 外装については、ボンネットに線状の浅い傷が一箇所あります。
- 内装については、車内全体にカビが発生しています。
  
- 3年程度使用せずに屋内にて保存されていた車両であるため、タイヤの空気が抜けています。  
また、バッテリーが上がっているため、現状ではエンジンをかけることができません。  
(外部のバッテリーと接続した際に、一時的にエンジンの動作を確認しています。)
  
- 車両の座席部分に合皮のカバーが被せてあります。

### 【付属品】

- 自動車検査証記録事項
- 再資源化預託金等証明書
- 鍵1個(メカニカルキー内蔵)
- 発煙筒

### 【特記事項】

- 記載内容は、正確な内容を保証するものではありません。
- 本件公売財産に隠れた瑕疵があっても、執行機関たる県は担保責任を負いません。
- 本件公売財産の状況については、高鍋県税・総務事務所職員が目視で確認したものです。
- 本件車両は、買受人となった方に保管場所にて直接引渡します。
- 本件車両は現状で自走できない状態であるため、買受人となった方はレッカー車等による搬送を想定の上御準備ください。
- 運送業者に依頼して引渡しを受ける場合の運送費用は、すべて買受人の負担となります。
- 落札後、買受代金納入期限までに代金の納入が確認できない場合は、売却決定を取り消します。
- 本件公売物件については相当期間使用されていたことを容認して買受けるものであり、契約締結後について、宮崎県に対して本件財産の品質を理由とする一切の追完請求、

契約の解除、損害賠償等の一切の責任を求めるものとし、入札に参加してください。  
○別紙「公売参加の手引」を御参照の上、入札をお願いいたします。

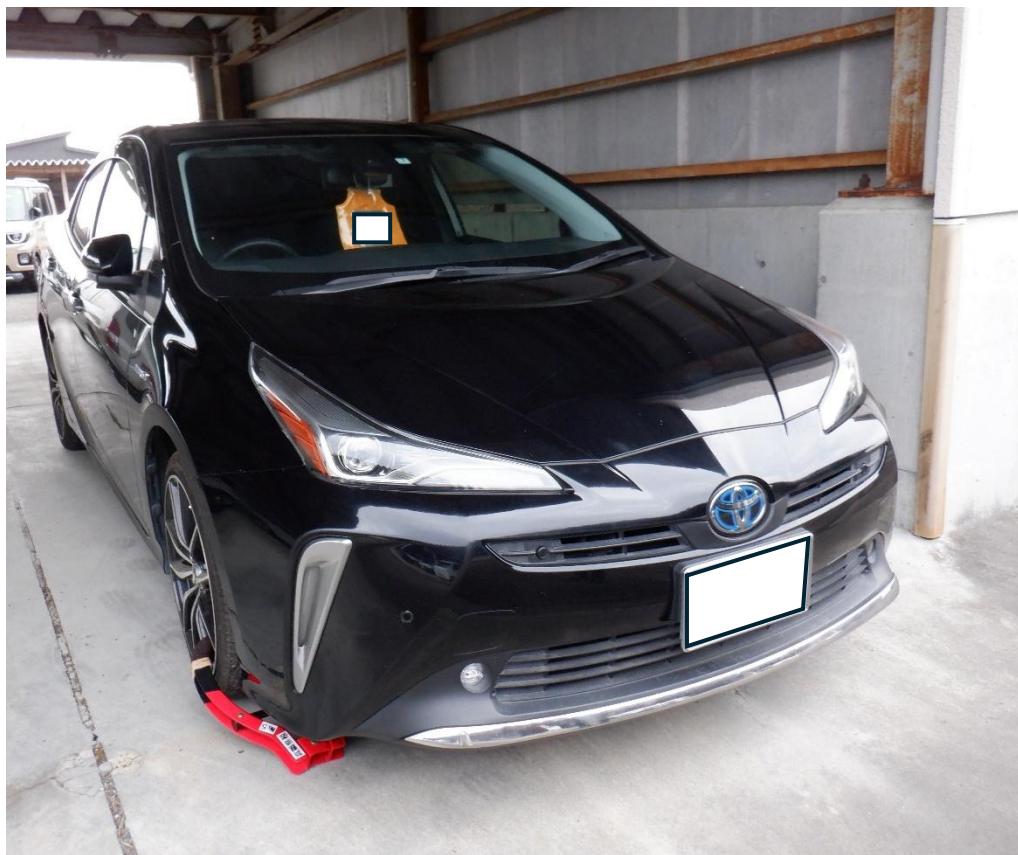
#### 【下見について】

○本件公売財産の下見・内覧を御希望の際は、希望日の前日までに高鍋県税・総務事務所納税担当まで事前予約のお電話をお願いします。

※下見・内覧期間：2月17日～20日 9時30分～16時30分

電話受付： 平日8時30分～17時 (0983-23-0213)

#### 【車両状態写真（令和8年2月6日撮影）】







## 公売参加の手引

### 1. 公売参加資格

原則として、どなたでも入札することができますが、次の（1）から（3）に該当する者は、入札することができません。

- （1）滞納者（国税徴収法第92条）
- （2）国税徴収法第108条の規定により、公売参加の制限を受けている者
- （3）暴力団関係者（宮崎県暴力団排除条例第6条）

### 2. 入札

- （1）入札時間は、令和8年2月25日（水）午前10時00分から午前10時20分までです。

入札締切の時間までに入札書が投函されていない場合は、手続の途中であっても入札に参加することはできません。

- （2）入札前に、「暴力団排除に関する誓約書」及び代理人が入札する場合は委任状を提出してください。
- （3）入札者は、所定の入札書により入札してください。
- （4）入札書に記載する住所及び氏名は、住民登録上の住所・氏名（法人の場合は商業登記簿上の所在地・商号）を記載してください。
- （5）一度提出した入札書は、入札時間内であっても引換え、変更又は取消しをすることはできません。  
なお、記載事項を誤った場合は、訂正せずに新しい入札書に書き直して入札してください。

### 3. 開札

入札書は、入札者の面前で開札します。入札者又は代理人が開札の場所にいない場合は、公売事務担当外の職員が立ち会いを行います。

### 4. 最高価申込者の決定

売却区分ごとに、入札価格が見積価格以上で、かつ最高価格の入札者を最高価申込者として決定します。

## 5. 追加入札

最高価格かつ同額による入札者が2名以上ある場合は、当該入札者間で追加入札を行って最高価申込者を決定します。追加入札による最高価格も同額であるときは、くじで最高価申込者を決定します。くじを引かない者があるときは、公売事務に関係しない職員をして代わってくじを引かせます。

(1) 追加入札の入札価格は、当初入札価格以上でなければなりません。

当初の入札価格に満たない価格で追加入札したとき、又は追加入札をすべき者が入札しなかったときは、当初の価格により入札があったものとみなします。

(2) 追加入札をすべき者が入札しなかった場合、又は追加入札価格が当初入札価格に満たなかった場合は、国税徴収法第108条の規定により、その事実があった後2年間、公売場所への入場、入札等を制限することがあります。

## 6. 売却決定

公売公告に記載した日時に、最高価申込者に対して売却決定を行います。

## 7. 権利移転の時期等

(1) 原則として、買受代金の全額を納付したときに公売財産を取得します。

(2) 公売財産に係る危険負担は、買受代金の全額が負担された時に買受人に移転します。

したがって、買受代金納付後に生じた公売財産の毀損、盜難、焼失による損害は買受人の負担となります。

## 8. 権利移転手続

権利移転登録に必要な書類及び費用については、買受人に別途お知らせします。

## 9. 消費税及び地方消費税相当額

公売財産は、消費税法上で課税対象となっていますので、見積価格、入札価格、売却決定価格に消費税及び地方消費税相当額が含まれています。

このため、売却決定は入札書の入札価格欄に記載された金額をもって行います。

なお、インボイス制度には対応しておりません。

## 10. 再度入札

入札者がいないとき又は入札価格が見積価格に達しないときは、再度入札を行う場合があります。

## 11. 買受申込みの取消し

公売財産の換価について法律の規定に基づき滞納処分の続行の停止があった場合（地方税法第19条の7参照）には、最高価申込者は、滞納処分の続行が停止している間は公売財産の買受申込を取り消すことができます。

## 12. 売却決定の取消し等

- (1) 最高価申込者の決定を受けた者について、偽りの名義による買受申込みや公売の実施を妨げる行為があった場合等（国税徴収法第108条参照）には、この者に対する最高価申込者等の決定を取り消します。
- (2) 売却決定を受けた者が買受代金を納付期限までに納付しないときは、その売却決定を取り消します。
- (3) 売却決定に基づく買受代金の納付前に公売に係る県税の完納の事実が証明された場合は、その売却決定を取り消します。

# 公売場所の御案内

宮崎県高鍋総合庁舎 3階 大会議室

(住所: 宮崎県児湯郡高鍋町大字北高鍋 3870-1)



## お問合せ先

宮崎県高鍋県税・総務事務所

TEL: (0983) 23-0213 (平日 8時30分～17時)

FAX: (0983) 23-0271

担当: 納税管理課 納税担当 壱岐・竹原